

花巻市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月19日

花巻市監査委員 中村初彦
同 戸来喜美雄

記

1 監査委員意見

平成26年度第5回定期監査として、平成26年度の財務事務について監査した結果、次のとおり意見を述べる。

2 監査を実施した課（機関）

- (1) 東和総合支所（地域振興課、地域支援室、土沢振興センター、市民サービス課）
【監査日：平成27年2月18日】

おおむね適正である。

- (2) 大迫総合支所（地域振興課、地域支援室、亀ヶ森振興センター、市民サービス課）

【監査日：平成27年2月18日】

おおむね適正である。

- (3) 石鳥谷総合支所（地域振興課、地域支援室、新堀振興センター、市民サービス課）

【監査日：平成27年2月18日】

おおむね適正である。

- (4) 商工観光部観光課

【監査日：平成27年2月19日】

おおむね適正である。

- (5) 商工観光部商工労政課

【監査日：平成27年2月19日】

おおむね適正である。

- (6) 監査委員事務局

【監査日：平成27年2月19日】

おおむね適正である。